

仕 様 書

1. 業 務 名 水質分析業務
2. 実施場所 山陰終末処理場（下関市大字垢田字洞の上）ほか
3. 契約期間 契約締結日から令和 8 年(2026 年) 3 月 1 9 日まで
4. 業務概要 終末処理場の放流水の水質分析及び脱水汚泥の分析

(1) 試料について

終末処理場放流水及び下水脱水汚泥

(2) 試料採取場所

山陰終末処理場 下関市大字垢田字洞の上

山陽終末処理場 下関市乃木浜二丁目 2192

筋ヶ浜終末処理場 下関市伊崎町二丁目 21-1

彦島終末処理場 下関市彦島福浦町一丁目 28-31

各処理場における採水場所及び採泥場所については別図のとおり

(3) 試料採取日時

発注者と協議の上、決定する。

(4) 分析内容について

ア 項目及び実施回数

別表 1 のとおり

イ 分析方法

(ア) 終末処理場放流水

ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（以下「LAS」という。）については、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号）」に基づく方法とし、その他の項目は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）」に基づく方法とする。なお、告示以外の事項については規格（日本産業規格 JIS-K-0102、JIS-K-0125、JIS-K-0312 等）、下水試験方法等確立された方法とする。

(イ) 下水脱水汚泥

a 溶出分析

「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年 2 月 17 日 環境庁告示第 13 号）」に基づく方法とし、告示以外の事項については規格（日本産業規格 JIS-K-0102、JIS-K-0125 等）、下水試験方法等確立された方法とする。

b 含有量分析

肥料等試験法、下水汚泥分析方法(2007)等確立された方法とする。

c ダイオキシン類

「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係わる基準の検定方法（平成 4 年 7 月 3 日 厚生省告示第 192 号）」に基づく方法とする。

ウ 定量下限値

原則、別表 2 の数値以下とする。また、ダイオキシン類は、「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」に沿って算出すること。

エ その他

試料の採取及び運搬は受注者が行うこと。なお、試料の採取にあたっては、発注者立会いのもと行うこと。

(5) 報告書について

計量証明書等(現場写真含む。)は、測定の都度発注者に提出すること。なお、試料採取日時及び分析期間を付記すること。

報告下限値は、定量下限値とする。報告下限値未満の数値については「報告下限値未満」（例 <0.001mg/L）とする。

報告値桁数は、有効数字 2 桁で表記する。ただし、報告下限値の桁を下回る桁については、表記しないこととする。

含有量分析の結果については、分析結果を乾燥試料中の含量に換算し、「mg/kg」で示すこと。

検査結果の根拠になる分析条件、検量線(相関係数も含む。)、クロマトグラム、濃度計算書等、及び測定結果に係る定量下限値等の算

出根拠資料の請求があった場合は、速やかに発注者に提出すること。

5. 提出書類

(1) 契約締結時

環境計量士選任届 1 部

業務計画書 1 部

(2) 各回の分析完了時

計量証明書等(現場写真含む。) 2 部

(3) 業務完了時

成果報告書(業務完了届) 1 部

6. 特記事項

(1) 受注者は、計量法(平成4年5月20日法律51号)に定める濃度に係る計量証明の事業の登録を行っていること。

(2) 業務の実施に際しては、あらかじめ発注者と十分な打合せを行うこと。

(3) 関係法令を遵守し、安全な業務の実施を心がけること。

(4) 業務に必要な分析機器、器具類、試料採取容器等は、受注者が準備する。

(5) 測定結果について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、再測定を行うこと。

(6) 受注者は、分析結果に基づいた適切な助言及び指導を発注者に行うものとする。

(7) 新型コロナウイルス感染症の感染防止に必要な対策を講じること。

(8) 書類の作成にあたっては、消せるボールペンを使用しないこと。